

平成22年4月23日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成●●年(〇〇)第●●号 差押解除の義務付け請求事件

口頭弁論終結日 平成22年3月23日

判 決

原告 X

被告 国

処分行政庁 東京国税局長

主 文

- 1 本件訴えを却下する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、東京国税局長が平成21年10月27日に別紙差押財産目録記載1及び2の各財産についてした差押処分のうち10万円に係る部分を解除せよ。

第2 事案の概要

本件は、東京国税局長が、株式会社Aの店舗内にあった金銭を差し押さえるとともに、同社がB組合に対して有する上記店舗の賃貸借契約に基づく保証金返還請求権を差し押さえたのに対し、同社の従業員である原告が、上記金銭及び保証金返還請求権は差し押さえることができないものであり、上記各差押処分によって、同社が営業上多大な影響を受け、従業員の生活が困窮しているなどと主張して、被告に対し、上記各差押処分の解除の義務付けを求めている事案である。

1 前提事実

本件の前提となる事実は、次のとおりである。証拠により認めることのできる事実等は、その旨付記した。その余の事実は、当事者間に争いがない。

(1) 当事者等

株式会社A（以下「本件会社」という。）は、バー、キャバレー、ナイトクラブ及びビアホールの経営等を目的とする株式会社であり、原告は、その従業員である。（甲3から5まで、弁論の全趣旨）

(2) 東京国税局長による差押え

ア 被告は、平成21年10月27日、本件会社に対し、別紙租税債権目録記載の各租税債権（以下、併せて「本件滞納国税」という。）を有していた。

イ 東京国税局長は、平成21年10月27日、本件滞納国税を徴収するため、国税徴収法56条に基づき、東京都B組合ビル地下1階所在の本件会社の店舗「C」内にあった別紙差押財産目録記載1の金銭合計56万3135円（以下「本件金銭」という。）を動産として差し押さえた（以下「本件動産差押処分」という。）。そして、本件金銭は、同日、国税徴収法129条2項に基づき、その全額が本件滞納国税の一部に充当された。

ウ 東京国税局長は、平成21年10月27日、本件滞納国税を徴収するため、国税徴収法62条に基づき、別紙差押財産目録記載2の保証金返還請求権（以下「本件保証金返還請求権」という。）を差し押さえ（以下「本件債権差押処分」といい、本件動産差押処分と併せて「本件各差押処分」という。）、同月29日、本件債権差押処分に係る債権差押通知書を第三債務者であるB組合に送達した。

(3) 本件訴えの提起

原告は、平成22年1月15日、本件訴えを提起した。（当裁判所に顕著な事実）

2 争点

(1) 本件訴えの適法性

(2) 本件各差押処分を解除すべきであることが明らかであり、又は本件各差押処分を解除しないことが裁量権の範囲の逸脱若しくは濫用であるということが出来るか。

### 3 当事者の主張の要旨

(1) 争点(1) (本件訴えの適法性) について

(被告の主張)

ア 原告適格がないこと

本件各差押処分は、本件会社を名あて人とするものであるところ、本件各差押処分の対象財産は、いずれも本件会社に帰属するものであって、原告に帰属するものではないから、原告は、本件各差押処分により、その対象財産の所有権を制限され、又は、これを喪失するものではない。そうすると、原告は、単に本件会社の従業員の立場において第三者である本件会社に対する本件各差押処分の解除の義務付けを求めていることになる。しかし、国民の納税義務の適正な実現を通じて国税収入を確保するという国税徴収法の趣旨及び目的に照らすと、上記のような立場にあるにすぎない原告は、本件各差押処分の解除を求める法律上の利益を有するものではないから、原告適格を有しないというべきである。

イ 重大な損害を生ずるおそれがないこと

本件各差押処分が解除されないことにより生ずる損害の内容は、金銭という代替性のある財産的損害にすぎず、また、その金額は最大138万円(原告主張の未払給料合計額)にとどまるのであるから、本件各差押処分の解除がされないことによって、原告に重大な損害が生ずるおそれがあるということとはできない。

ウ 本件動産差押処分についての訴えの利益がないこと

本件金銭は既に本件滞納国税の一部に充当され、本件動産差押処分はそ

の目的を完了して消滅しているから、本件訴えのうち本件動産差押処分  
の解除を求める部分は、訴えの利益を欠く。

(原告の主張)

ア 原告適格について

本件保証金返還請求権は、本件債権差押処分当時、既に本件会社の従業員  
に対する未払給与1000万円の担保とされていたから、本件保証金返  
還請求権については、被担保債権である従業員の賃金支払請求権が、本件  
滞納国税に優先すべきものである。また、本件金銭は、本件会社の店舗内  
にあったものの、既に給料袋に入れられており、本件会社の台帳上も支払  
済みの処理がされていたのであるから、本件金銭は、本件会社ではなく、  
それが給与として支払われる予定であった本件会社の従業員に帰属すべき  
ものである。そうすると、本件会社の従業員である原告は、本件各差押処  
分によって、本件会社に対する賃金支払請求権を侵害されているというこ  
とができるから、原告は、本件各差押処分の解除を求める法律上の利益を  
有している。

イ 重大な損害を生ずるおそれについて

本件各差押処分は、本件会社の営業に多大な影響を与え、本件会社の従  
業員の生活を脅かすものであるから、本件各差押処分の解除がされなけれ  
ば、原告に重大な損害が生ずるおそれがあるといえる。

ウ 本件動産差押処分についての訴えの利益について

否認又は争う。

(2) 争点(2) (本件各差押処分を解除すべきであることが明らかであり、又  
は本件各差押処分を解除しないことが裁量権の範囲の逸脱若しくは濫用であ  
るといえることができるか。) について

(原告の主張)

前記(1)の原告の主張のとおり、本件保証金返還請求権については、従業

員の賃金支払請求権が本件滞納国税に優先すべきものであるし、本件金銭は、それが給与として支払われる予定であった本件会社の従業員に帰属すべきものである。そうすると、本件各差押処分は、本来差し押さえることのできない財産を差し押さえたものというべきであり、また、本件各差押処分により、本件会社は営業上多大な影響を受け、その従業員の生活も脅かされている。これらの諸点に照らすと、本件各差押処分は、直ちに解除されるべきものである。

(被告の主張)

租税法の規定による差押処分の解除については、解除が義務付けられる場合(国税通則法105条6項、国税徴収法50条2項及び4項等)と税務署長等の権限により解除することができる場合(国税通則法48条2項、105条3項等)があるところ、原告は、本件各差押処分につき、その解除事由に当たる事実の存在について何らの主張立証をしていない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 本件訴えのうち本件動産差押処分の解除の義務付けを求める部分について

(1) 滞納処分による差押えは、租税債権の徴収のために行われるものであり、差押えの目的となった財産が金銭である場合には、換価の手続を要せず(国税徴収法89条1項参照)、差押えに係る滞納国税に充当され、これによって差押えは、その目的を達し、その効力が消滅する。

本件においては、第2の1の前提事実(2)イのとおり、東京国税局長が本件金銭を差し押さえた上、これを本件滞納国税に充当したことが認められるから、本件金銭が本件会社に帰属する場合には、本件動産差押処分は、その目的を達し、その法的効果は既に消滅しているというべきである。

したがって、本件動産差押処分の解除、すなわち本件動産差押処分の効力を将来に向かって失わせることを求める訴えについては、訴えの利益を肯定することはできないというべきである。

(2) 他方、本件金銭が原告に帰属する場合には、本件動産差押処分は無効であ

るといふべきである。しかし、本件訴えは、行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）3条6項1号のいわゆる非申請型の義務付けの訴えであり、一定の処分がされないことにより重大な損害を生ずるおそれがあり、かつ、その損害を避けるため他に適当な方法がないときに限り、提起することができるところ（行訴法37条の2第1項）、本件動産差押処分が無効である場合には、本件動産差押処分の無効確認の訴えを提起することができ、かつ、同訴えの提起こそが原告の損害を避けるための適当な方法といふべきであるから、本件訴えのうち本件動産差押処分の解除の義務付けに係る部分は、「他に適当な方法がないとき」に該当するとはいえず、行訴法37条の2第1項後段のいわゆる補充性の要件を欠くことになる。

- (3) 以上によれば、本件訴えのうち本件動産差押処分の解除の義務付けを求める部分は、訴えの利益を欠き、又は、いわゆる補充性の要件を欠く不適法なものであって、却下を免れない。

2 本件訴えのうち本件債権差押処分の解除の義務付けを求める部分について

前記のとおり、本件訴えは、行訴法3条6項1号のいわゆる非申請型の義務付けの訴えに該当し、一定の処分がされないことにより重大な損害を生ずるおそれがあり、かつ、その損害を避けるため他に適当な方法がないときに限り、提起することができるところ（行訴法37条の2第1項）、原告は、本件債権差押処分が、差し押さえることのできない財産である本件保証金返還請求権を差し押さえたことを理由として本件債権差押処分の解除を求めているのであるから、そのような原告の主張を前提とするならば、原告としては、本件債権差押処分の取消しの訴えを提起することができたのであり、同訴えの提起こそが原告の損害を避けるための適当な方法といふべきである。そうすると、本件訴えのうち本件債権差押処分の解除の義務付けに係る部分は、「他に適当な方法がないとき」に該当するとはいえず、行訴法37条の2第1項後段のいわゆる補充性の要件を欠く、不適法なものであって却下を免れない。

### 3 補論

なお、本件訴えを本件各差押処分の取消しを求めるものと解したとしても、本件各差押処分の取消訴訟を提起するためには、国税局長に対する異議申立てについての決定又は国税不服審判所長に対する審査請求についての裁決を経ている必要があるところ（国税通則法115条1項本文）、本件各差押処分について上記の決定又は裁決を経たことは認められない。そして、本件訴えが本件各差押処分がされてから約2箇月余りに提起されたものであり、また、本件各差押処分がされてから約5箇月が経過した現時点においても本件会社が営業を継続していること（前記第2の1の前提事実、弁論の全趣旨）からすれば、本件が、上記の決定又は裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、その他上記の決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき（同条1項ただし書3号）に当たるとすることはできない。

### 第4 結論

以上によれば、本件訴えは、不適法であるからこれを却下することとして、訴訟費用の負担につき、行訴法7条、民訴法61条を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第38部

裁判長裁判官	杉原則彦
裁判官	品田幸男
裁判官	角谷昌毅